

## 第14回 江戸幕府の誕生

(以前記したように、かつての同僚である世界史の先生に「暗黒の中世」などと言ったことを反省すると同時に、考えてみれば、江戸時代って「暗黒の近世」とまでは言わないにしても、長い時代なんですよ。説明することもたくさんあって。しかも、江戸時代を取り上げた時代劇では結構「イケ面」の俳優さんが、活躍されているのですが、家康なんてどう見てもやっぱり「タヌキ親父」っていう感じしかしないのです。昔、教え子の女の子が、「彼氏にするなら信長。パトロンなら秀吉。究極の安定を求め、結婚するとしたら眼をつぶって家康」と話したのを聞いて、人物をうまくとらえていると思ったことがあります。そうそう、教科書に載ってるこの3人の絵に、落書きしてないでしょうね。昔やってた「トリビアの泉」というTV番組で、信長の絵にどれだけの生徒が落書きしたかという調査があり、大抵の生徒が信長にタモリさんと同じくサングラスかけさせているのです。授業中ヒマだからといってこんな内職してはいけませんよ。教科書の絵やグラフはオマケではない。センター試験の問題は絵画を利用した問題は良く練られた問題が多いですよ。)

### 1. 徳川家康

三河国東部の松平郷出身の徳川家康は、次第に勢力を拡大し、戦国大名として自立した。家康は、1590年、秀吉に命じられ、関東に転封（国替え）した。これで家康は、武蔵・相模・伊豆。上総・下総・上野・下野の関東6カ国、250万石を支配することになった。

### 2. 関ヶ原の戦い

秀吉の死後、政権内部では矛盾が激化し、石田三成・小西行長ら文吏派大名たちは、前田利家と結び、家康と結んだ加藤清正・福島正則・浅野長政ら武断派大名とが激しく対立しはじめた。こうした動きの中で、会津の上杉景勝が石田三成と結び挙兵したことを契機に天下分け目の合戦＝**関ヶ原の戦い**が開始された。家康を中心とする東軍は、この戦いで圧倒的な勝利をおさめた。合戦後、家康は西軍に加わった大名の改易（領地を没収し、その家を断絶させる）・転封を行った。没収された土地は約642万石に及んでいる。

### 3. 幕府創設

1603年、家康は伏見城で、後陽成天皇から征夷大將軍に任じられた。その後1605年には、將軍職を子の秀忠に譲り、自らは駿府に入り、「大御所」として実権をふるった。政治は、江戸と駿府の2ヶ所で行われることとなった。この状態を二元政治という。こうした体制を作ったのは、西国の豊臣方大名に対する処置が理由である。特に家康を支えたのは、

側近とよばれる人たちで、本多正純や金座の後藤光次、京都の豪商茶屋四郎次郎、「黒衣の宰相」とよばれた金地院崇伝、天海といった僧侶、儒学者の林羅山、さらにはウィリアム＝アダムズやヤン＝ヨーステンといった外国人までを含んでいた。

#### 4. 大坂の役

関ヶ原の戦い後、65万石の大名に転落したとはいえ、依然として近畿地方に大きな影響力を持っていた豊臣氏に対し、家康は攻撃を仕掛けて打倒する方法を採用した。豊臣氏の菩提である京都方広寺の鐘銘に「国家安康・君臣豊楽」と刻まれてことを利用して、秀頼ら豊臣方を挑発し、ついに豊臣氏を挙兵させた。1614年、家康はこれを鎮圧させるために大坂**冬の陣**を起こした。この時は決着がつかず講和したが、家康は、講和条件を無視し、大坂城の内濠を埋めさせた。そこで、翌15年、大坂**夏の陣**が行われ、ついに豊臣秀頼と母淀君を自殺に追い込んだ。この1615年＝元和元年から平和な時代に入ったという意味で「元和偃武」（偃武＝太平な世になる）という。

#### 5. 江戸幕府の組織

##### ①組織の特徴

江戸幕府の組織は、当初、戦国大名が作った組織と大差がないもので、「庄屋仕立て」とよばれる簡素なものであった。その後、3代将軍家光の頃に政治組織が整備された。組織の特徴は、①将軍独裁であること。②行政と裁判が分離せず、合議制・月番制を採用していること。③組織の主な職は、譜代大名・旗本が任じられる。④戦時に対応するように番・組が設けられていること、特に軍事関係の役職を番方とよんでいる。

##### ②中央官制

将軍の下には臨時に置かれる**大老**がいた。大老は、10万石以上の譜代大名から任命され、酒井・井伊・土井・堀田の4氏から任じられた。

**老中**は、常置の最高職で、2万5000石以上の譜代大名から任じられた。老中を補佐するために**若年寄**が置かれ、旗本・御家人を統制した。さらに、老中と若年寄との間で老中との取次ぎを行う**側用人**もいた。

実務は、**寺社・町・勘定の三奉行**が行っていた。寺社奉行は、譜代の小大名から選ばれるもので、町・勘定奉行には旗本がついた。また、大目付は、大名を、目付は、旗本・御家人を監視した。ここまでが行政（役方）の組織で、軍事組織である番方は、大番・小姓番・書院番の3つがあった。

##### ③地方組織

地方には、**京都所司代**、大坂・二条・伏見・駿府などに**城代**が置かれた。さらに、堺・山田・長崎・佐渡。日光には**遠国奉行**が置かれた。江戸初期には日光には遠国奉行はおかれていなかった。

#### ④財政基盤

幕領（天領＝直轄地）400万石と旗本知行地が約300万石とになったのは元禄期のことで、当時の総石高3000万石の約4分の1を占めた。

#### ⑤旗本・御家人

両者を総称して**直参**という。旗本は、将軍お目見えが可能なのに対し、御家人はそれができなかった。また、旗本は知行地が与えられた者が大半であったが、御家人は蔵米取りであった。

### 6. 藩組織

基本的には幕府の組織と大差はない。但し決定的に異なるのは、参勤交代により藩主が江戸と国元を移動するので、江戸・国元に同じ組織がある。藩では、領内の検地を行い、兵農分離を実施し、農民支配を強化して年貢納入を増加するために、耕地の開発や治水・灌漑事業を行った。さらに、領内の経済を統一して掌握するため、商工業者を城下町に集め、流通・経済機構の整備を図った。

幕府の命令により、1615年、**一国一城令**が出されてからは一つの藩には城が一つだけになった。なお、この法令はすべての大名ではなく、西国大名を対象とし、特定の法文が定められた上で公布されたものではなく、個々の大名に老中奉書で伝えられたものである。

領内には藩主の直轄地と家臣団の知行地があった。家臣は当初、この知行地を与えられる地方知行制が採用されていたが、後に俸禄制に改められ、米などが支給された。足軽たち家臣は、何人扶持という名称で、米などを与えられたが、米の場合は、1人1日5合と計算して与えられた、全国の藩の数はおよそ260～270程度であった。

### 7. 大名統制

大名とは、1万石以上の領地を与えられた領主をいう。江戸幕府は、この大名の統制には十分な注意を払っている。まず、徳川家と親疎関係によって分けられている。

徳川氏の一門を親藩という。1690年当時でその数は21あり、なかでも、**尾張・紀伊・水戸**の三家を**御三家**という。それぞれの藩主は、尾張＝徳川義直、紀伊＝徳川頼宣・水戸＝徳川頼房である。御三家も年を経るに従い次第に関係が弱まったので、8代将軍吉宗の子孫が**御三卿**を作った。吉宗の子、宗武が田安家を、宗尹が一橋家を、家重の子、重好が

清水家を興した。また、御三家からの分家を御連枝という。

関ヶ原の合戦以前からの徳川氏の家臣を**譜代**という。譜代大名は、平均5万石前後の領地を有していた。さらに、この合戦後徳川氏の家臣になった者を**外様**という。外様の領地は大きく前田家の場合は102万石あった。

問題は、この外様をどう支配していくかであった。大名の配置については、東北の伊達・佐竹・上杉ら外様を支配するために庄内に譜代の酒井を置き、関東の入り口には水戸をはじめ親藩・譜代を置いた。北陸の前田に対しては、越前・越後に松平を置いた。畿内には若狭に酒井を彦根に井伊を置き、九州・四国地方には、本州に渡る入り口に小笠原と松平を置いている。こうした大名の配置を「鉢植えの大名」という。

## 8. 武家諸法度

大名統制の根幹となるのが**武家諸法度**である。2代秀忠は、最初、武家諸法度（元和令）を出した。起草者は金地院崇伝・天海であり、全文13カ条からなる。そこでは、新規築城の禁止、大名間の私的婚姻の禁止などが示されていた。その後、3代家光は、1635年、寛永令を出した。林羅山起草の法度は、全文19カ条であり、参勤交代の制度化、大船建造の禁止（500石以上）などが決められている。大船建造の禁止は、13代家定が海防上の必要から許可するまで続いていた。

ところで、参勤交代は原則として、江戸在府1年、国元1年である。但し、すべての大名が原則通りではなく、対馬藩の場合は3年に1度であった。また、関東の大名は、半年交代であり、水戸藩や役付けの大名は江戸在住であった。

武家諸法度に違反した場合は、改易・転封がなされた。幕府は厳しい処罰を行ったようで、越後高田藩の松平忠輝（家康の6男）は、大坂夏の陣に不参加で改易された。他にも下野宇都宮藩主本多正純は、2代秀忠との関係が悪化した理由で、越前福井藩主松平忠直は、大坂夏の陣の功績を評価されていないと不満を持ち、幕府に不審な行動をとったという理由から、駿府藩主徳川忠長（秀忠の3男）は、3代家光の將軍職を奪おうとしているという噂され、いずれも改易された。

## 9. 禁中並公家諸法度

幕府は、1615年、朝廷統制のために、**禁中並公家諸法度**を出した。全文17カ条ある法度は、天皇・皇族の行動や生活を規制すると同時に、紫衣・上人号の勅許といった天皇の伝統的な権利にまで介入した。これ以外に家康は、1613年に公家衆法度を発令している。

この時代、すでに朝廷は、禁裏御領（皇室直轄領）1万石を基礎に、皇族。貴族の領地を合わせても約10万石しか財政的基盤がなかった。そこへこの法度によって介入が行われたのである。1627年に起きた**紫衣事件**（古代の僧侶の衣の色について復習してください）

は、後水尾天皇が大徳寺の沢庵らに紫衣を勅許したことに端を発した事件であった。幕府は、紫衣事件が起こる前、朝幕関係の融和をはかるため、2代秀忠の娘和子を1620年、後水尾天皇に嫁がせた。しかし、朝幕関係は必ずしもうまくいってはいなかった。幕府は、事件が起きると、紫衣勅許を無効とし、これに抵抗した沢庵を出羽上ノ山に流罪にした。後水尾天皇はこの処置を不満として徳川和子との間に誕生した7歳の娘に譲位した。明正天皇である（久しぶりの女性の天皇）。これを機会に幕府の朝廷への介入は一層強まっていた。また、法度とは別に、1600年には京都所司代が設置されている。この機関は、1862年新設された京都守護職の下の機関となり、1872年に廃止されるまで置かれた。さらに、朝廷と幕府の連絡にあたる武家伝奏という2名の公家も置かれた。

## 10. 寺社統制

朝廷統制と同じく寺社統制も実施されている。統制機関としては**寺社奉行**が置かれた。統制法としては、当初、**諸宗諸本山法度**が1665年に出され、宗派別に統制されていたが、その後統一された。神社も**諸社禰宜神主法度**が出された。これらの法令によって寺院では僧侶の資格、本山・末寺の関係、寺院と檀家との関係が明確にされた。さらに、キリシタン禁止のために庶民を檀家として寺に所属させ、寺請証文を発行させた。後にこれが宗門改帳（宗旨人別改帳）とよばれることとなった。この宗門改は、1614年にはじまったのが最初である。

全国的に寺社は、次第に民衆支配の末端の役割を担わされるようになった。このことは、江戸時代に新宗派として開かれたのが、隠元が開いた黄檗宗しかないことから理解できる。

## 11. 身分制

江戸幕府は、秀吉の身分統制を受け継ぎ、身分の区別を明確にした。士農工商・えた・非人である。武士は人口の約1割であった。権威を示すために、苗字帯刀・切捨御免の特権を持っていた。但し、誤ってはならないことは、百姓・町人にも苗字はあった。それを書類に記すことができなかつただけである。また、帯刀にしても、脇差などは持つことができた。（普通、武士は左に太刀・脇差を差す。太刀を2本も持っている武士は絶対にいないはず。忍者じゃないから、背中から、太刀を抜くなんてことも変。しかも、町人がぶつかっただけで、「無礼者！」とか言って、殺すこともよほどのことでもない限りあり得ません。念のため。）

農民は、武士に継ぐ身分とされたが、厳しい統制を受けた。農民は大別すると、検地長に記され、年貢を納入する**本百姓**、田畑・屋敷地を持たない小作人＝**水呑百姓**、これに名子・被官とよばれる隷属農民がいた。

(ここで、入試などとは関係なく。今は亡き網野善彦氏の受け売りに他なりません、農民=貧民というイメージは捨ててください。まして水呑百姓は、土地を持っていないだけで、別の仕事をしていたら、収入がある場合もあります。まして、日本の村はすべて農村だったわけではありません。漁村もありますし、山村もあるのです。農業がほとんどできなかったこれらの村の人々は貧しかったのか、というとそうとばかりは言えないのだということを知っておいてください。漁村や山村の研究っていうのは、農村に比べ、大きく研究が「遅れ」ている分野だと思います。若き歴史学徒の研究が期待されるところでもあります。)

職人・商人は総称して町人とよばれた。町人の統制は緩やかで、年貢・夫役などは賦課されなかった。それらの下に賤民、えた・非人がいた。「えた」と総称された人々は、皮革処理や雑役を行う人々で、西日本では「皮多」、東日本では「長吏」とよばれた。非人は、町の清掃や囚人の送迎や牢屋の監視を行うなどの仕事をした。こうした身分とは別に、支配層に入る公家や寺社人としてまとめられる僧侶・神主、さらに医者もいた。

## 12. 家族生活

江戸時代は、男尊女卑がはなはだしいとされる。もちろん、そうであろうが、かなり誇張されている場合も多い。武士を除き庶民層では女性の地位は比較的高かったとされる。離婚は、男性から「<sup>みくだりはん</sup>三行半」とよばれる離縁状を出して成立する。しかし、実際には女性の側から男性に離婚を要求し、離縁状が出される場合もあった。これとは別に、関東では鎌倉の東慶寺、上野の満徳寺に女性が駆け込み、離婚が成立することもあった。縁切寺の存在である。なお、庶民の家督相続は、長子単独相続だけでなく、末子相続も一般的で、相続は均等分割が原則であった。

## 13. 農村の支配・農民の負担と統制

全人口の7割以上を占める農民が住む村の生活を見ていこう。村は、数十戸の小家族からなる農民で構成されている。村では村寄合で村掟が決められ、一定程度の自治が行われた。農作業は、「結」とよばれる共同労働で行われた。年齢・性別によって若者組や娘組も作られた。本百姓の中から**村方三役**(地方三役)が決められた。**名主(庄屋)→組頭→百姓代**である。名主は、年貢配分や納入、御触れの伝達、人別改めを行う村の代表者である。組頭は、名主を補佐する。百姓代は、本百姓の代表である。

村では数戸で**五人組**を作り、年貢の未納、逃亡、犯罪の防止に努めた。統制を乱す者については、「**村八分**」の制裁を受けた。

農民の負担は、まず**本年貢**(本途物成)がある。田畑に賦課されるもので、主に米で納める。その額は、村の総石高に税率をかけて決められた。おおよそ4公6民から5公5民

である。次に小物成。雑税の総称で、小年貢ともいい、山野河海にかかる。さらに本年貢には、口米<sup>くまい</sup>といって、年貢徴収に当たる代官の事務費も付加税としてあった。

これ以外には、高掛物。村高に応じて賦課された税である。幕領では、高掛三役という税があった。それは、①伝馬宿入用。五街道の間屋場、本陣の給米など。②御蔵米入用。江戸浅草の幕府の米蔵の維持費。③六尺給米。幕府の料理人・駕籠かきなどの雑役夫の給米である。

労役には、臨時の**国役**と**助郷役**とがあった。国役は特定の国に課せられるもので、河川の土木工事、朝鮮使節の接待などにあてられた。助郷役は、宿場に人馬を提供するもので、街道1～2里ごとに課せられた定助郷と臨時の加助郷がある。

統制法について。1643年に出された**田畑永代売買禁令**。年貢納入者を確保するため、農民の土地売買を禁止したものである。次に、**田畑勝手作禁令**。本田畑に米・麦・粟<sup>あわ</sup>・豆<sup>まめ</sup>・黍<sup>きび</sup>以外を栽培することを禁止したものである。但し、畑での木綿栽培・煙草栽培は禁止されていない。第三に、**分地制限令**。1673年に出された法は、名主20石、一般農民は10石以上の田畑を所有していなくては分地を許可しなかった。1713年に改正された法では、石高10石、反別1町歩以上の者以外は分地を認めなかった。いずれも本百姓の没落を防ぐことがねらいであった。さらに、1649年、農民の生活全般を取り締まる**慶安の触書**（全32カ条）も出された。

#### 14. 町人統制

農民に比べ町人は統制も緩やかで、しかも貨幣経済の発展により力を強めていった。町奉行の下に江戸では、町年寄→町名主がいて町政を担当した。大坂では、惣年寄がいた。惣年寄とは大坂町役人の最高位のことである。町人の負担は、本来献金であった**冥加**と各種の営業税である**運上**であった。これ以外に宅地税である地子銭と町の運営のために集める町入用があった。

また、商人には、主人・番頭・手代・丁稚という区分があり、職人では、親方・職人（徒弟）の区別があった。